

田川市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における災害に際して、市内居住のり災者に対し見舞金を支給することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義及び見舞金の対象となる災害は、当該各号に定めるところによる。

(見舞金)

第3条 市長は、り災者及びり災者の遺族に対し見舞金を支給する。この場合において、り災者の遺族の範囲及び順位については、田川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定の例による。

2 前項の見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金支給申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(制限)

第5条 見舞金は次の各号に掲げる場合は、支給しない。

- (1) 災害が、り災者及び災害により死亡した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 死亡した者に対し条例第3条の規定による災害弔慰金が支給された場合
- (3) 災害に際して市長の避難の指示に従わなかった場合
- (4) 当該災害につき本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (5) その他特別な事情があるため、市長が見舞金を支給することが不適當であると認めた場合

(被害の程度の認定)

第6条 災害が発生した場合は、市長は速やかに、り災者状況の調査（災害対策本部が設置された場合は、その調査報告に基づく）及び関係機関に対する照会等を行い、被害の程度の認定を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し、必要な事項は市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年4月1日以降に発生した災害に係るものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月18日から施行し、昭和58年7月1日以降に発生した災害に係るものから適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、平成21年2月1日以降に発生した災害に係るものから適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に発生した災害に係るものから適用する。